

1 作成方針

(1) 都市づくり方針の柱建て案の再検討

○中間のまとめ(案)に基づき、柱建て案を再検討しながら、都市づくり方針を見直し(詳細は次頁参照)

(2) 3段階による都市づくり方針の検討

○都市づくり方針は、今後の「中間のまとめ(案)」のパブコメ結果、委員会・ワークショップのスケジュール等を考慮し、「検討案」⇒「素案」⇒「改定原案」の3段階により作成する。

<都市づくり方針の進め方のイメージ>

段階	委員会開催時期	検討内容
検討案	○第6回委員会 (7月31日)	○今後の都市づくり方針を検討するたたき台となる案 ○「中間のまとめ(案)」を踏まえた柱建て案に基づき、事務局による記載案を中心として作成
素案	○第7回委員会 (10月予定)	○検討案を精査し、概成の形までに仕上げる(方針図含む) ○「中間のまとめ(案)」のパブコメ結果、ワークショップでの意見(7月、9月)等を適宜反映して作成
改定原案	○第8回委員会 (11月予定) ○第9回委員会 (12月予定) ⇒改定検討委員会としての案を確定	○東京都協議やパブコメの実施に向けて庁内合意した案 ○第8回、第9回委員会の議論を踏まえて作成 【第8回委員会】 ・各課との事前調整をほぼ完了し、区としてとりまとめた「たたき台」として作成 ⇒ 東京都への照会案としても活用 【第9回委員会】 ・第8回委員会での意見や東京都との事前調整、ワークショップの成果等を適宜反映して作成

(3) 庁内連携の推進

○検討委員会や区民ワークショップでの意見を踏まえながら、「素案」⇒「改定原案」の作成過程で庁内の検討組織である調整委員会及び各課との調整を行い、特に複層化する課題に対応したプロジェクトなど主要な施策を反映させる。

○現在、改定作業が進んでいる環境基本計画、住宅マスタープラン、観光振興プランなど関連する計画との情報交換しながら整合を図る。

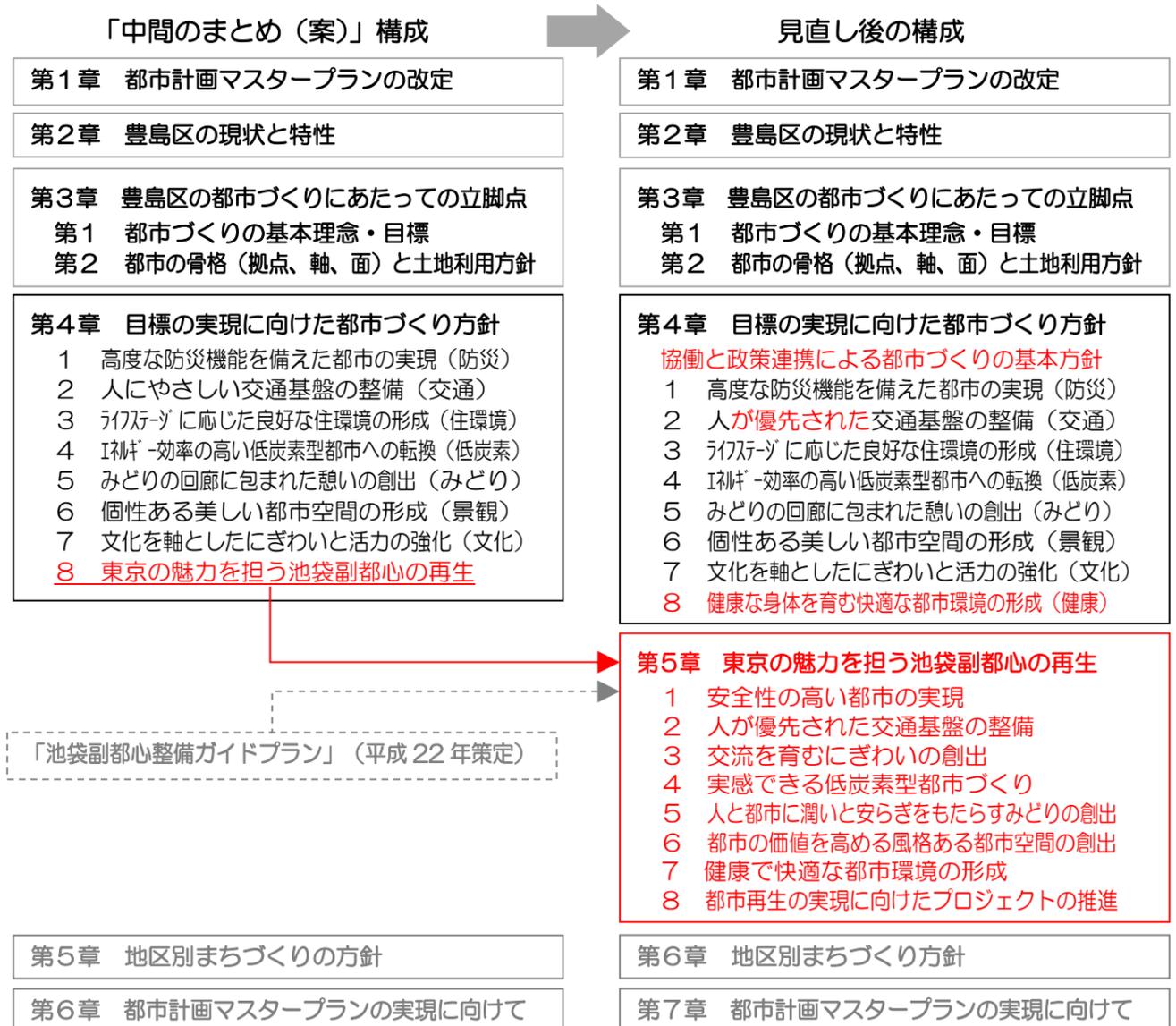
2 「中間のまとめ(案)」都市づくり方針の柱建て案の再検討

○今後の都市づくりの基本姿勢を「協働と政策連携による都市づくりの推進」と位置づけたことから、第4章の最初に「協働と政策連携による都市づくりの基本方針」を設ける。

○方針8「健康な身体を育む快適な都市環境の形成」は、超高齢社会の進展に対応するとともに、様々な世代が健康を意識し、質の高い生活を楽しむことができるように、「歩く」という視点を中心に構成する。

○「東京の魅力を担う池袋副都心の再生」は、他の方針と同じ位置づけとしてきたが、池袋副都心は首都東京の中心的な役割を担う拠点であり、豊島区を牽引する存在として、都市づくりを進める必要がある。また、池袋副都心の都市づくりを取り巻く環境も大きく変化しており、「池袋副都心整備ガイドプラン(平成22年策定)」の内容を修正し、改定都市計画マスタープランの中に取り込んでいくため、ひとつの章として構成する。

<都市づくり方針の構成案>



○「中間のまとめ（案）」で示した都市づくり方針の柱建て案について、「東京の魅力を担う池袋副都心の再生」以外の方針を再検討

○都市づくり方針の具体的な記述内容を検討する中で、「低炭素」、「みどり」、「文化」の柱建てを見直し

○また、「中間のまとめ（案）」では方針としてなかった「健康な身体を育む快適な都市環境の形成」を追加し、都市づくりの目標における「安全・安心で快適に暮らせる都市の実現」の方針強化及び豊島区が取得した国際認証であるセーフコミュニティの考え方を反映

「中間のまとめ（案）」柱建て案	都市づくり方針（検討案）柱建て	修正点
なし	協働と政策連携による都市づくりの基本方針	○改定の基本的な考え方として、「協働と政策連携による都市づくりの推進」を示しており、都市づくり方針の実現に向けて、区、区民、事業者の役割と政策連携について追加。
<p>【方針1】 高度な防災機能を備えた都市の実現</p> <p>1 災害に強い都市空間の形成</p> <p>(1) 延焼遮断帯の形成</p> <p>(2) 避難場所、避難経路及び避難道路等の安全性の強化</p> <p>(3) 帰宅困難者対策の強化</p> <p>(4) 重要な建築物の耐震化</p> <p>(5) 自立・分散型エネルギーの確保</p> <p>(6) 防災性を高めるみどりの創出</p> <p>2 木造住宅密集地域の防災都市づくり</p> <p>(1) 整備地域の防災まちづくり</p> <p>(2) 延焼遮断帯の形成と一体となった沿道まちづくり</p> <p>3 地域の防災性の向上</p> <p>(1) 地区道路網及び拠点の整備</p> <p>(2) 安全な住宅づくりの支援</p> <p>(3) 地域の防災活動の促進</p> <p>4 被災後の復興都市づくりの検討</p> <p>(1) 復興都市づくり方針の策定</p> <p>(2) 事前復興ビジョンの検討</p> <p>(3) 復興体制の強化</p> <p>(4) 生活復興の推進</p> <p>(5) 被災後の都市づくりを支える取組</p> <p>5 都市型水害対策の推進</p>	<p>【方針1】 高度な防災機能を備えた都市の実現</p> <p>1 災害に強い都市空間の形成</p> <p>(1) 延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(2) 避難する場所や道路などの安全性の強化</p> <p>(3) 多くの区民が利用する民間建築物の耐震化</p> <p>(4) 帰宅困難者対策の強化</p> <p>(5) 自立・分散型エネルギーの確保</p> <p>(6) 防災性を高めるみどりの創出</p> <p>2 整備地域の防災都市づくりの推進</p> <p>3 地域の防災性の向上</p> <p>(1) 地区道路網及び拠点の整備</p> <p>(2) 安全な住環境づくり</p> <p>(3) 地域の防災活動の促進</p> <p>4 被災後の復興都市づくりの検討</p> <p>(1) 事前復興ビジョンの検討による平常時からの都市復興への備え</p> <p>(2) 復興体制の強化</p> <p>(3) 生活復興の推進</p> <p>(4) 被災後の都市づくりを支える取組み</p> <p>5 都市型水害対策の推進</p>	<p>○延焼遮断帯と緊急輸送道路は、どちらも幹線道路に関する内容であるため、延焼遮断帯の形成に加え、緊急輸送道路の機能確保をひとつの項目とした。</p> <p>○豊島区内には避難経路の指定はないため、現在の都市計画マスタープランに基づき再変更。</p> <p>○ハード整備からの順番とするため、「1（3）と（4）」を入れ替え。</p> <p>○「1（2）、（3）」については、建築物の所有者をあきらかにするため、区有建築物と民間建築物と記述内容をわけた。</p> <p>○「2」では、東京都の防災都市づくり推進計画の整備地域のまちづくりと特定整備路線沿道のまちづくりと項目を分けていたが、特定整備路線の該当地域が全て不燃化特区となるため、両者を一体的な記述とするため項目を統合した。</p> <p>○事前復興ビジョンの検討が、被災後の復興都市づくり計画策定の準備となり、迅速な都市復興につなげていく意図を表現するためにタイトルを見直し。</p> <p>○この方針で示すみどりとは、公園、広場等のオープンスペースや、街路樹、住宅地での生垣緑化などを指す。</p>
<p>【方針2】 人にやさしい交通基盤の整備</p> <p>1 道路網の形成</p> <p>(1) 主要道路網</p> <p>(2) 地区道路網</p> <p>(3) 生活道路</p> <p>(4) 歩行者空間の整備</p> <p>(5) 自転車対策の推進</p> <p>2 公共交通機能等の強化</p> <p>(1) 公共交通の整備</p> <p>(2) 公共交通の利便性と快適性の向上</p> <p>(3) 自動車駐車対策の推進</p> <p>(4) 立体横断施設等の整備</p> <p>3 道路・橋梁の計画的な維持管理</p>	<p>【方針2】 人が優先された交通基盤の整備</p> <p>1 道路網の形成</p> <p>(1) 主要道路網の形成</p> <p>(2) 地区道路網の形成</p> <p>(3) 生活道路の整備</p> <p>(4) 歩行者空間の確保</p> <p>(5) 自転車対策の推進</p> <p>(6) 都市空間の質を高める道路整備</p> <p>2 公共交通機能などの強化</p> <p>(1) 公共交通の整備</p> <p>(2) 公共交通の利便性と快適性の向上</p> <p>(3) 自動車駐車対策の推進</p> <p>(4) 立体横断施設などの整備</p> <p>3 道路・橋梁の計画的な維持管理の実施</p>	<p>○「人にやさしい」と「交通基盤の整備」のつながりが分かり難いため、池袋副都心交通戦略の表現に修正。</p> <p>○各分野と連携により取り組む「質を高める道路整備」について、「1 道路網の形成」の中に新たな項目を追加。</p>

「中間のまとめ（案）」柱建て案	都市づくり方針（検討案）柱建て	修正点
<p>【方針3】 ライフステージに応じた良好な住環境の形成</p> <p>1 地域特性に応じた住環境の整備 (1) 市街地の更新 (2) きめ細やかな住環境整備の推進</p> <p>2 安心できる暮らしの確保 (1) 安心して住み続けられる住環境の整備 (2) 高齢者・障害者が安心して暮らせる住環境の整備 (3) 子育て世帯・子どもが安心して暮らせる住環境の整備 (4) 外国人居住者への対応</p> <p>3 良質な住居ストックの形成 (1) 良質な戸建て住宅の誘導 (2) 増加するマンションストックへの対応 (3) 区営住宅等の維持管理 ●</p>	<p>【方針3】 ライフステージに応じた良好な住環境の形成</p> <p>1 地域特性に応じた住環境の整備 (1) 市街地の更新 (2) きめ細やかな住環境整備の推進</p> <p>2 安心できる暮らしの確保 (1) 安心して住み続けられる住環境の整備 (2) 高齢者・障害者が安心して暮らせる住環境の整備 (3) 子育て世帯・子どもが安心して暮らせる住環境の整備 (4) 外国人居住者の住環境の向上</p> <p>3 良質な住宅ストックの形成 (1) 良質な戸建て住宅の誘導 (2) 増加するマンションストックへの対応</p>	<p>○「3（3）区営住宅等の維持管理」については、都市計画マスタープランと住宅マスタープランの役割分担を整理する中で位置づけを検討。都市計画マスタープランは、まちづくりの視点から住環境を整備する内容とする。そのため、（3）の項目を削除し、「2 安心できる暮らしの確保（1）安心して住み続けられる住環境の整備」において、住宅のセーフティネットである区営住宅の維持管理について記載。</p> <p>○外国人居住者のみ「対応」というタイトルであったため、他の項目にあわせて住環境の向上と修正。</p> <p>○「3 良質な住居ストックの形成」の「住居ストック」という表現が一般的ではないため、「住宅ストック」と修正。</p>
<p>【方針4】 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換</p> <p>1 コンパクトな都市の形成</p> <p>2 環境にやさしい交通対策の実施</p> <p>3 建築物の環境性能の向上 ●</p> <p>4 エネルギー対策の推進 ●</p> <p>5 ヒートアイランド対策の推進</p>	<p>【方針4】 エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換</p> <p>1 副都心と交流拠点を核としたエネルギー効率の高い都市の形成</p> <p>2 低炭素型都市に向けた交通環境の形成</p> <p>3 環境に配慮した建築物への更新によるエネルギー対策の推進</p> <p>4 ヒートアイランド現象の緩和</p> <p>5 低炭素型都市づくりに向けた仕組みづくり</p>	<p>○地方都市と比較し、豊島区は全域が市街化区域であり、すでに「コンパクト」で人口密度の高い市街地を形成している。今後めざしていく都市像をわかりやすく表現するため、「1 コンパクトな都市の形成」からタイトルを変更。</p> <p>○今後、低炭素型の都市づくりに積極的に取り組む姿勢を表現するため、「2 環境にやさしい交通対策の実施」及び「5 ヒートアイランド対策の推進」のタイトルを変更。</p> <p>○「3 建築物の環境性能の向上」と「4 エネルギー対策の推進」の記載内容は重複する部分があり、また、今後の積極的な取り組み姿勢を示すためタイトルを変更・統合。</p> <p>○区民、事業者との協働や国の制度を活用した「低炭素型都市づくりに向けた仕組みづくり」の項目を追加</p>
<p>【方針5】 みどりの回廊に包まれた憩いの創出</p> <p>1 日常生活におけるみどりの創出 ● (1) 都市開発によるみどりの創出 (2) 公園整備によるみどりの形成 (3) 身近なみどりづくり</p> <p>2 残された貴重なみどりの保全 ●</p> <p>3 多様な生物が生息できるみどりの創出 ●</p> <p>4 みどりのネットワーク形成 ●</p>	<p>【方針5】 みどりの回廊に包まれた憩いの創出</p> <p>1 都市の価値を高めるみどりの保全と創出 (1) みどりの拠点の形成 (2) みどりの軸の形成</p> <p>2 日常生活における質の高いみどりの創出 (1) 身近なみどりづくりの促進 (2) まちづくりと連携したみどりの創出 (3) 公園整備によるみどりの形成 (4) 連続性のあるみどりの形成</p> <p>3 残された貴重なみどりの保全と育成</p> <p>4 生物が生息できるみどりの保全と創出</p> <p>5 みどりを核としたコミュニティの形成</p>	<p>○みどりとは、樹木などの緑に覆われた土地と広場等のオープンスペースを合わせたものを指す。→方針1と表現を合わせる。</p> <p>○「4 みどりのネットワーク形成」として方針の最後に置いていたが、都市の資産となるみどりを形成するためには、拠点となり、骨格となるみどりが重要である。重要性を示すため、方針の最初に順番を変更し、タイトルも変更。</p> <p>○「1（1）都市開発によるみどりの創出」について、みどりの創出の手法は都市開発ばかりではなく、地区計画や立体公園制度などの活用なども考えられることから、タイトルと順番を変更。</p> <p>○「都市の価値を高めるみどりの保全と創出」は都市全体の視点で、「日常生活における質の高いみどりの創出」は庭先からの視点で記載するため項目を整理。</p> <p>○区民が愛着を持ち、人々が集える公園とするため、区民参加による整備と維持管理の項目を追加。</p>

「中間のまとめ（案）」柱建て案	都市づくり方針（検討案）柱建て	修正点
<p>【方針6】 個性ある美しい都市空間の形成</p> <p>1 骨格となる景観づくり</p> <p>2 地域特性に応じた景観形成</p> <p>3 魅力ある資源を活かした景観形成</p> <p>（1）歴史・文化</p> <p>（2）にぎわい</p> <p>（3）自然・地形</p> <p>（4）道路</p> <p>4 アメニティ形成の発展</p>	<p>【方針6】 個性ある美しい都市空間の形成</p> <p>1 骨格となる景観形成</p> <p>2 地域特性に応じた景観形成</p> <p>3 魅力ある資源を生かした景観形成</p> <p>（1）歴史と文化</p> <p>（2）にぎわいと活力</p> <p>（3）自然と地形</p> <p>（4）みどり</p> <p>（5）道路と鉄軌道</p> <p>4 景観まちづくりに向けた仕組みづくり</p>	<p>○みどりの拠点周辺や河川・道路沿道においても、地域特性に応じた景観形成を進めるため、「（4）みどり」のタイトルを追加。</p> <p>○山手線や都電荒川線は地域資源として、個性ある街並みの形成にとって重要な要素であり、「（5）道路と鉄軌道」としてタイトルに追加。</p> <p>○今後予定している景観条例への移行が読みとれる表現に変更。「4 景観まちづくりに向けた仕組みづくり」の中に、景観計画の作成等に関する内容を記述する項目を追加。</p>
<p>【方針7】 文化を軸としたにぎわいと活力の強化</p> <p>1 役割に応じた商業業務拠点の整備 ●</p> <p>2 身近な生活を支える商店街の活性化 ●</p> <p>3 文化と観光によるにぎわいの創出 ●</p> <p>（1）芸術文化によるにぎわいづくり</p> <p>（2）観光振興の推進</p> <p>4 新たなビジネス展開の支援による活力の強化 ●</p>	<p>【方針7】 文化を軸としたにぎわいと活力の強化</p> <p>1 芸術・文化を核とした都市の魅力の創造と発信</p> <p>（1）文化発信拠点の整備</p> <p>（2）池袋副都心における文化を軸とした回遊性の向上</p> <p>（3）芸術・文化資源を生かした観光・交流の都市づくり</p> <p>2 文化を生かした地域産業の活性化や新たなビジネス展開の支援</p> <p>3 アート・文化活動を核としたコミュニティの活性化</p>	<p>○構成は、文化を軸にした都市づくりで実現していく内容を整理した上で見直し。</p> <p>○「1 役割に応じた商業業務拠点の整備」は、方針7の具体的な内容がわかりやすいようにタイトル・表現を変更し、「3 文化と観光によるにぎわいの創出」は、文化と観光という行政分野の枠ではなく、にぎわいと活力を生み出すという視点から再整理し1に統合。</p> <p>○「2 身近な生活を支える商店街の活性化」と「4 新たなビジネス展開の支援による活力の強化」は、方針7の具体的な内容がわかりやすいように表現を変更し、2つの項目を統合し、タイトルを変更。</p> <p>○文化は交流を生み出し育む重要な要素であり、コミュニティの活性化ともつながることから、都市整備と関係する文化活動の支援の方向性について項目を追加。</p>
なし	<p>【方針8】 健康な身体を育む快適な都市環境の形成</p> <p>1 拠点における外に出かけたくなる都市づくりの推進</p> <p>（1）池袋副都心</p> <p>（2）交流拠点・生活拠点</p> <p>2 身体運動など健康づくりのための空間整備</p> <p>3 多様な交流を育む都市環境の充実</p> <p>4 次世代を担う子どもたちの健全育成に配慮した都市空間の形成</p> <p>5 健康で快適な住環境の形成</p> <p>6 心の健康を支えるコミュニティの形成</p>	<p>○都市づくりの目標で掲げた「安全・安心で快適に暮らせる都市の実現」及び豊島区が取得したセーフコミュニティにおいてめざす健康の質を高める都市づくりに対応する方針として追加。</p>